

(様式 1 - 3)

北上市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|---|-------|----------------|-------|-------------|
| NO. | 4 | 事業名 | 災害公営住宅整備事業（北上） | 事業番号 | D-4-1 |
| 交付団体 | | 県 | 事業実施主体（直接/間接） | 県（直接） | |
| 総交付対象事業費 | | 0（千円） | 全体事業費 | | 884,250（千円） |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>東日本大震災により住宅を失い、岩手県内陸部に避難し、みなし仮設住宅等に入居している被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅を北上市内に建設し、被災者用の恒久的な住宅を提供（34戸）するものである。</p> <p>【建設決定経緯】</p> <p>震災から5年経過し、みなし仮設住宅の解消や、自力で住宅再建できない者への対策（低所得者対策）が必要となるが、平成27年9月に公表した被災者アンケートで、岩手県内陸部への避難者の半数が岩手県内陸部への定住を希望していることが判明した。</p> <p>そのため、被災者意向調査を行い、その結果必要戸数が判明したが、その必要戸数分を岩手県内陸部の公営住宅で確保できないことから、被災市町村の同意を得た上で、内陸部に災害公営住宅を建設するものとした。</p> <p>【被災市町村別内訳戸数】</p> <p>宮古市1、山田町6、大槌町13、釜石市5、大船渡市4、陸前高田市3、石巻市2、計34</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <p>被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援／災害公営住宅等整備事業</p> <p>東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p> <p>【事業間流用による経費の変更】（平成29年5月10日）</p> <p>新規に整備の必要が生じたため、陸前高田市D-4-2災害公営住宅整備事業（高田）より107,175千円（国費：H23繰越予算93,778千円）を流用。これにより、交付対象事業費は107,175千円（国費：93,778千円）となる。</p> <p>【事業間流用による経費の変更】（平成30年5月10日）</p> <p>当該団地の建設工事にかかるH30年度分の事業費を執行するため、釜石市D-4-8災害公営住宅整備事業（鶴住居・片岸）より239,596千円（国費：H23補正予算209,646千円）を流用。これにより、交付対象事業費は346,771千円（国費303,424千円）になる。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| 平成27～28年度 被災者意向調査 | | | | | |
| 平成29年度 用地購入、事業者選定、建築設計（第18回申請） | | | | | |
| 平成30年度 建築設計、建築工事（第21回申請） | | | | | |
| 平成31年度 建築工事、入居 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災により住宅を失い、岩手県内陸部に避難しみなし仮設住宅等に入居している被災者に対して行った被災者意向調査の結果、北上市内への建設必要戸数は34戸である。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| なし | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

事業実施箇所図

